

## 愛知県公立大学法人科学研究費助成事業の交付前使用に係る立替に関する取扱要領

### (目的)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人資金管理規程第11条の規定に基づき、愛知県公立大学法人（以下「法人」という。）における科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）の交付前使用に係る立替について必要な事項を定める。

### (立替の財源及び限度額)

第2条 立替の財源は、法人の余裕金の範囲内とする。

- 2 立替金額の上限は、第5条各号に規定する期間において、研究実施のため支出を予定する金額とする。
- 3 支出を予定する金額は、算出方法を明らかにしておくものとする。

### (立替の条件)

第3条 前条第1項に規定する財源により立替をする場合には金利を付さないものとする。

### (立替を受けることのできる研究代表者又は研究分担者の範囲)

第4条 立替を受けることのできる研究代表者又は研究分担者（以下「研究代表者等」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 新規に交付の内定を受けた研究代表者等
- (2) 前年度に継続分として当該年度の内約を受けた研究代表者等

### (立替を受けることのできる期間)

第5条 研究代表者等が立替を受けることのできる期間は、次のとおりとする。

- (1) 交付の内定を受けた研究代表者等 交付の内定を受けたときから交付決定に基づき科研費を受領した日の前日まで
- (2) 前年度に継続分として当該年度の内約を受けた研究代表者等 当該年度の4月1日から交付決定に基づき科研費を受領した日の前日まで

### (立替に係る経理事務)

第6条 立替に関する経理事務は、愛知県公立大学法人会計規則等の定めるところによる。

### (立替金額の返済)

第7条 研究代表者等は、立替に係る科研費を受領したときは、直ちに返済するものとする。

- 2 返済金額は、研究の実施に伴い立て替えた金額とする。
- 3 科研費の交付前に法人が立替えた支出について、当該科研費が交付されなかった場

合は、研究代表者等として申請した者は、法人にその金額を補填しなければならない。

(他補助金等への準用)

第8条 その他、国及び地方公共団体等から交付される研究費補助金又は受託研究契約に基づく研究費において特別な事由に基づきその受け入れが遅れる場合はこの要領を準用することができる。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。